新潟市建設工事総合評価方式実施要領に定める技術評価委員会設置基準

(趣旨)

第1条 この設置基準は、新潟市建設工事総合評価方式実施要領の規定に基づき、技術評価 委員会の設置等に関して必要な事項を定める。

(技術評価委員会の委員及び組織)

- 第2条 技術評価委員会は、土木技術評価委員会及び建築技術評価委員会とし、それぞれの 構成は、別表1及び別表2の課長または所長とする。
- 2 技術評価委員会の委員長は、技術管理課長とする。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員は、事故等により技術評価委員会に出席できない場合、代理者を出席させることができる。
- 5 技術評価委員会には専門部会を置くものとし、構成は別表1及び別表2の補佐または室 長とする。

(技術評価委員会及び専門部会の事務)

- 第3条 技術評価委員会は、次の事務を行う。
 - (1) 総合評価方式の対象工事の審査に関すること。
 - (2) 技術資料の審査及び技術評価の決定に関すること。
 - (3) 総合評価方式の落札者決定基準等に関する検討を行うこと。
 - (4) その他総合評価方式に関し必要と認める審査及び評価を行うこと。
- 2 専門部会は、技術評価項目の採点など、技術評価委員会の事務を補佐する。

(技術評価委員会の開催及び議事の決定)

- 第4条 技術評価委員会は、委員長が必要と認める場合に委員長が召集する。
- 2 技術評価委員会は、委員長が技術評価委員の中から対象工事の担当課長又は担当所長を含む3名を評価者に指名し、開催することができる。
- 3 技術評価委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 技術評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。
- 5 委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を技術評価委員会に参加させることができるものとする。
- 6 専門部会は、第2項で指名された評価者を補佐するものとする。
- 7 専門部会の部会長は技術管理課長補佐とする。

(工事の選定・審査結果及び技術評価結果の提出)

第5条 第3条第1項第1号及び第2号の結果を対象工事の契約事務担当課に提出するものとする。

(秘密を守る義務)

第6条 技術評価委員会の出席者は、知り得た秘密を当該秘密が秘密とされている期間に限り、漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(技術評価委員会の事務局)

第7条 技術評価委員会に事務局を置き、その事務を技術管理課が行う。

附則

- この基準は、平成18年7月18日から施行する。
- この基準は、平成19年4月1日から施行する。
- この基準は、平成19年12月20日から施行する。 附 則
- この基準は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成21年4月14日から施行する。 附 則
- この基準は、平成22年6月11日から施行する。 附 則
- この基準は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成30年4月23日から施行する。 附 則
- この基準は、令和3年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、令和4年4月1日から施行する。
- この基準は、令和5年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、令和6年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係) 土木評価委員会・土木専門部会

所属名
技術管理課
農村整備・水産振興課
新潟駅周辺整備事務所
東部地域土木事務所
西部地域土木事務所
東部地域下水道事務所
西部地域下水道事務所
下水道管理センター 維持管理課
下水道管理センター 施設管理課
下水道管理センター 施設整備課
北区役所 産業振興課
北区役所 建設課
東区役所 建設課
中央区役所 建設課
江南区役所 産業振興課
江南区役所 建設課
秋葉区役所 産業振興課
秋葉区役所 建設課
南区役所 産業振興課
南区役所 建設課
西区役所 農政商工課
西区役所 建設課
西蒲区役所 産業観光課
西蒲区役所 建設課

別表 2 (第 2 条関係) 建築評価委員会·建築専門部会

	所	属	名	
技術管理課				
建築保全課				
公共建築課				
教育委員会	施設護	Ŗ.		